

事務連絡
令和2年3月2日

介護保険施設、病院、認知症対応型共同生活介護事業所
有料老人ホーム等高齢者入所施設の施設長様

豊後大野市高齢者福祉課長

**新型コロナウイルス対応のため要介護認定等認定調査の実施が困難な
介護保険施設・病院等の高齢者が入所する施設の届出について（依頼）**

平素は本市介護保険行政に御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和2年2月18日付けで、厚生労働省老健局老人保健課事務連絡通知「新型コロナウイルス感染症にかかる要介護認定の臨時的な取扱いについて」が発出されました。

つきましては介護保険施設、病院、認知症対応型共同生活介護事業所、有料老人ホーム等高齢者が入所する施設におかれまして、新型コロナウイルスへの対応のため、入所者等との面会を禁止する等の措置をとり、要介護等認定調査が困難な場合は、本市へ届出いただきますよう御協力お願い申し上げます。

記

1 届出いただいた場合の対応

- ① 届出いただいた期間中は、当該施設への認定調査は実施しません。
- ② 更新認定申請者の要介護等認定については、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間について、従来の期間に新たに12カ月の期間を合算します。

2 事務手続きについて

- ① 入所者等との面会禁止する措置をとり、要介護等の認定調査の実施が困難な場合は、様式1「要介護等認定調査実施困難施設届出書」を本庁又は各支所の窓口に提出してください。
- ② 入所者等との面会を禁止する措置を解除し、認定調査員の立ち入りが可能となることが確定した場合は、速やかに様式2「要介護等認定調査実施可能施設届出書」を本庁及び各支所の窓口に提出してください。
- ③ 届出期間中であっても、被保険者の要介護等の認定申請を漏れなく本市へ行ってください。

【お問い合わせ先】

大分県豊後大野市 高齢者福祉課 介護保険係

担当：佐藤

〒879-7198

大分県豊後大野市三重町市場1200番地

Tel. 0974-22-1001(内線2178)/Fax. 0974-22-6653